

プレスリリース

朝来市報道記者発表資料

令和8年7月6日

特定不妊治療の助成を拡充！通院交通費助成も開始 ～不妊治療をサポートします～

《事業のポイント》

- ・医療費助成に加え、通院交通費についても助成
- ・不妊治療における経済的・心理的負担を軽減

本市では、2022年度から特定不妊治療（生殖補助医療、先進医療）にかかる費用の自己負担額の一部を助成しています。しかしながら、但馬圏域には当該治療を実施する医療機関がないため、治療を受ける方は、遠方の医療機関を数回にわたり受診する必要があり、通院に要する交通費も大きな負担となっていました。

兵庫県では、2024年度より、不妊治療における先進医療費および通院交通費助成として、先進医療費とその通院にかかる交通費の一部を助成していますが、先進医療を受けてもらっていない方もあり、通院交通費が負担となっている方も多くありました。

そのため、本市では医療費助成に加え、2026年度から通院交通費の助成も開始し、こどもを持ちたいと望む方の経済的・心理的負担の軽減を図ります。

事業の概要

1 対 象 次の全てを満たす方

- (1) 婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）で、夫婦のいずれもが、申請に係る検査や治療を行った期間及び市への申請日に朝来市に住民票を有している方
- (2) 検査や治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方
- (3) 他の自治体の助成を受けていない方
- (4) 夫婦ともに市税等の滞納をしていない方
- (5) 通院交通費助成の対象となる方は、令和8年4月1日以降に治療が終了した方

2 助 成 額 医療費分：1回（1クール）の治療に要した自己負担額の1/2の額（上限額あり） 通院交通費分：自宅から受診医療機関までの往復距離（km）×1回（1クール）の 通院回数×37円×8/10（拡充分）

※兵庫県の助成を受けられている方は、県助成額を控除した額を助成

※1回（1クール）とは、採卵準備から妊娠判定までの一連の治療

裏面あり

※往復距離は、1 km未満切捨て、助成額は10円未満切捨て

- 3 助成回数 40歳未満 第1子ごとに6回まで
40歳～43歳 第1子ごとに3回まで
- 4 申請期限 治療が終了した日から3か月以内。ただし、県の制度に該当する場合は、県の交付決定日から3か月以内
- 5 添付資料 チラシ

本件に関する問い合わせ
担当部署：こどもみらい部子育て支援課
電話：079-666-8103
課長 小 山 幸 世
担当 坂 本 美 里

朝来市 不妊や不育症に 関する支援 のご案内

朝来市では、不妊や不育症の検査や治療を受けている方の経済的な負担を軽減し、こどもを望むご夫婦等が、治療を受けやすい環境をつくるため、費用の一部を助成する事業を行っています。

申請予定のある方は、チラシをお読みいただき、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

各種助成の 対象者

- ① 婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)で、夫婦のいずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間及び市への申請日に、朝来市に住所を有していること
- ② 医療保険に加入していること
- ③ 当該申請に係る検査や治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④ 申請する検査や治療について、他の自治体の助成を受けていないこと
- ⑤ 夫婦ともに市税等の滞納をしていないこと
- ⑥ 特定不妊治療については、若年がん患者妊孕性温存治療費助成の交付を受けていないこと

一般不妊治療費助成

対象となる費用	不妊治療の入り口として受けた検査および、タイミング法、排卵誘発法、薬物療法、人工授精などの一般不妊治療等に要した医療費
助成額	一般不妊治療に要した医療費の 自己負担額の2分の1 夫婦そろって受けた検査※(保険適用外)については 自己負担額の10分の7 ※不妊治療ペア検査(夫婦の初回受診日の間隔が3か月以内)
助成上限額	1年度あたり 6万円 (不妊治療ペア検査が含まれる場合は 7万円)
助成回数	夫婦1組につき、年1回(年数の制限はありません。) ※不妊治療ペア検査は夫婦1組につき1回限り助成
申請期間	1月1日～12月31日までの診療分を、同年4月1日～翌年3月末日の間に申請 ・1年間の診療分をまとめて申請してください。 ・不妊治療ペア検査について、年をまたいで受けた場合は、検査終了日の属する年の申請期間に申請してください。
申請書類	①一般不妊治療助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) ②一般不妊治療受診等証明書(様式第2号・様式第3号)(医療機関または薬局が記入) ③本人負担額を確認することができる医療機関が発行した領収書・明細書 ④振込先口座が分かるもの ⑤市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類(必要時)

特定不妊治療サポート助成金

令和8年度より通院交通費助成も開始!

対象となる 費 用	①特定不妊治療(体外受精、顕微授精)及び特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療※に要した医療費 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療 ②特定不妊治療のための通院に要した交通費
助 成 額	①医療費助成 1回(1クール)の特定不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1(下記の金額を上限) ②通院交通費助成 自宅から医療機関までの往復距離(1 km未満切捨て)×1回(1クール)の特定不妊治療に要した通院日数×37 円×8/10(10 円未満切捨て) ※通院交通費助成の該当となる方は、治療の最終日が令和8年4月1日以降の方です。 ※医療機関は兵庫県と隣接する府県の医療機関までを対象とします。 (対象地域:兵庫県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県) ※通院日数は、医療費助成の対象となる通院の日数です。
助成上限額	①医療費助成 ◆保険適用として実施された特定不妊治療費への助成(先進医療を含む) ○治療区分 A・B・D・E…10 万円 ○治療区分 C・F…2 万5千円 ◆全額自己負担で実施された特定不妊治療費への助成 ○治療区分 A・B・D・E…15 万円 ○治療区分 C・F…5 万円 ◆男性不妊治療への助成…10 万円 ②通院交通費助成 金額の上限はありませんが、対象地域は兵庫県と隣接する府県の医療機関のみ
助 成 回 数	はじめて市の助成を受ける治療開始日の妻の年齢が ①40 歳未満の方…1子ごとに6回まで ②40 歳以上 43 歳未満の方…1子ごとに3回まで ※申請する治療期間の初日に妻の年齢が 43 歳以上である場合、助成回数の範囲内でも対象になりません。 【助成回数のリセットについて】 ・本事業による助成を受けた後に出生に至った場合は、出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。 ・妊娠 12 週以降に死産に至った場合もリセットできます。(死産届や母子健康手帳の出産の確認のページの写し、死産証明書等が必要となります。) ・リセット後の助成回数の上限は、出産後の初回治療開始日における妻の年齢をもとに判断します。
申 請 期 間	治療が終了した日から<u>3か月以内</u>。ただし、県の制度に該当する場合は、<u>県の決定日から3か月以内</u> (例)4月 2 日に治療が終了した場合、7月 1 日が申請期限となります。
申 請 書 類	①特定不妊治療サポート助成金交付申請書兼請求書(様式第1号) ②特定不妊治療受診等証明書(様式第2号)(医療機関が記入) ③本人負担額を確認することができる医療機関が発行した領収書・明細書 ④振込先口座が分かるもの ⑤市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類(必要時) ⑥自宅から医療機関までの最短経路が分かる資料(地図アプリ等で経路を印刷したもの)

兵庫県での不妊治療にかかる先進医療費等助成制度について

兵庫県では、先進医療を受けられた場合の医療費と交通費の助成制度があります。
県制度に該当する場合は、先に県への申請を行っていただき、県の決定後に、朝来市への申請を行ってください。朝来市では、県助成分を控除した額から助成額を算定します。



特定不妊治療費制度の治療区分

治療内容	採 卵 ま で			採 精 （夫）	受 精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚 移 植							妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採 卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法		（薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象	
B 凍結胚移植を実施*														
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止														
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外	
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止														

* B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も、男性不妊治療費に限り助成の対象となります。

不育症治療費助成

不育症治療費助成を受ける場合は、不育症と医師に診断されていることが条件です。

不育症とは…

妊娠はするけれども2回以上の流産や死産、もしくは早期新生児死亡を繰り返して、結果的に子どもを持てない場合を「不育症」と呼びます。

不育症の原因はさまざまですが、その中には治療を受けることで、出産につながる場合もあります。あきらめずに産婦人科の主治医に相談してみましょう。

対象となる費用	医療機関で受けた 保険適用外 の不育症の検査や治療等に要した医療費
助成額	申請日以前に行った不育症の治療費等の合計額に対し、 1年度につき15万円を上限に 助成
申請期間	治療が終了した日から <u>3か月以内</u> に申請
申請書類	①不育症治療費助成金支給申請書兼請求書（様式第1号） ②不育症治療費助成金に係る受診等証明書（様式第2号、様式第3号）（医療機関または薬局が記入） ③本人負担額を確認することができる医療機関が発行した領収書・明細書 ④振込先口座が分かるもの ⑤市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類（必要時）

※助成の対象となる検査や治療等については、お問い合わせください。

申請にあたっての注意事項

- ・医療機関によって、申請に必要な証明書類の発行に費用がかかることがあります。各医療機関に事前に確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。
- ・申請書に自署する場合、押印を省略することができます。自署されない場合は、夫婦それぞれ別の印鑑での押印が必要となります。(スタンプ式不可)
- ・医療機関が記載する治療期間や領収金額とお手元の領収書の内容が一致しているか確認のうえ、申請してください。
- ・書類に不備がある場合は、受理ができません。申請期限がありますので、早めに申請してください。
- ・申請後は、審査結果を通知後、承認した時は助成金を2か月以内に指定の口座へ振込みにより支給します。

不妊や不育症に関する相談について



不妊や不育症の検査や治療には、大きな負担がかかる場合があります。市や県では、不妊や不育症に関する相談に応じています。専門の相談員が対応しますので、安心してご相談ください。

兵庫県 妊娠等に関する相談窓口(不妊・不育専門相談/男性不妊専門相談)

■電話相談 毎月第1土曜日 13:00～16:30 TEL:078-360-1388

■面接相談 ※完全予約制

- ・会場: 兵庫県男女共同参画センター(神戸市)、兵庫県民総合相談センター(神戸市)
兵庫県医科大学病院(西宮市)、Koba レディースクリニック(姫路市)
- ・相談員: 医師・助産師・看護師等
- ・ご予約方法、日時の詳細は二次元コードよりご確認ください



兵庫県ホームページ
「妊娠等に関する
相談窓口」

朝来市 産婦人科オンライン相談

現役の産婦人科医に、24 時間いつでもどこでもオンラインで相談ができます。

<主な機能>

- ◆いつでも相談・・・毎日 24 時間質問を受付、原則 24 時間以内に医師・助産師より回答が送付
- ◆夜間相談・・・平日 18 時～22 時(1 枠 10 分の予約制)、メッセージチャットや動画通話で対応
- ◆日中助産師相談・・・月、水、金の13時～17時、予約なしで助産師と LINE のメッセージチャットが可能

<利用方法>

1. 二次元コードから LINE 友達追加をする
2. 会員登録を開き、合言葉の入力、ユーザー情報の入力をする
3. 会員登録後、LINE 連携を完了させる
4. 相談予約や相談を LINE で行う



申請
お問い合わせ先

朝来市子育て支援課 ☎ 079-666-8103

朝来市和田山町法興寺 378 番地 1(朝来市保健センター)
8時45分～16時45分(土・日・祝日・年末年始除く)